

## 県（企業局）有地売払申請後の手続きについて

所在地：南城市玉城字玉城門原277番、265番3、266番3、276番2、278番、279番、292番2

見積額：円

(売買代金)

売払申請

・・・受理後に資格審査等を行い、売払いの相手方として決定した場合は連絡します。

30日以内

現地説明

・・・契約締結までに、現地説明を行います。

売買契約

・・・(1)契約時に金額を支払う。  
 (2)契約保証金を納付後、30日以内に残額を支払う。 } どちらかを選択してください。

**【(1)の場合 契約締結時に必要な経費等】**

①売買代金 円

②登録免許税 円

※①・②の納付書は契約締結時にお渡ししますので、金融機関において納付していただきます。

〔指定金融機関〕琉球銀行

②契約書貼付用収入印紙 円

③実印

**【(2)の場合 契約締結時に必要な経費等】**

①契約保証金 円 ← 契約金の10%

※契約締結時にお渡しする納付書により、金融機関において納付していただきます。

〔指定金融機関〕琉球銀行

②契約書貼付用収入印紙 円

③実印

(1) (2)

30日以内

売買代金  
納入

・・・売買代金納付期限（売買契約から30日以内）

**【(2)の場合】**

①売買代金残額 円 (契約保証金を充当できます)

$$\begin{array}{r}
 \text{契約額} \\
 \text{①} \quad \text{〇円}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{契約保証金} \\
 \text{①} \quad \text{〇円}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{残 額} \\
 \text{①} \quad \text{〇円}
 \end{array}$$

②登録免許税 円

※①・②の納付書は売買契約日にお渡しします。

所有権  
移転登記

・・・上記①・②の納付が完了しましたら、経理課へ連絡した上で、下記書類を御持参ください（登記は企業局が行います。）。

①売買代金の領収書      ②登録免許税領収書（原本）

登記完了証  
登記識別情報通知引渡

・・・所有権移転登記から1週間～2週間程度  
 ※受領印をいただくため、**実印**を持って経理課までお越しください。